

核兵器禁止条約 (TPNW) -1

■ TPNWの概要 (TPNW: Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)

- 2017年7月7日採択・署名開放 (50カ国の批准後90日で発効)
- 2020年10月24日、50番目の批准 (ホンジュラス) ⇒2021年1月22日に発効
- 未署名国：核兵器保有国、NATO加盟国、日本、オーストラリア、韓国、他
- NGOや市民活動が果たした役割 (核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) がノーベル平和賞を受賞)

第1条: 核兵器や核起爆装置の**開発・実験・生産・製造・取得・保有・貯蔵**等を禁止。

第3条: 包括的保障措置協定の締結義務 (**追加議定書は義務化されていない**)

第4条: 核兵器保有国の条約加盟 (定められた期限までに国際機関の検証を受けて核兵器を廃棄する義務を果たすことを前提に、**核兵器保有国も条約に加入可能**)

第8条: 発効後1年以内に第1回締約国会議を開催。以後2年毎。(核兵器計画の検証・不可逆的な廃棄も議論) 国際連合事務総長が、6年に1回、条約の運用、進捗等を検討するための会議を招集 (オブザーバー参加可)

第17条: 条約の有効期間は無期限

■ TPNW第1回締約国会議 (2022年6月21日~23日、於:ウィーン)

- 議長: Alexander Kmentt 大使 (オーストリア外務省核軍縮担当部長)
- 参加国: 80か国以上 (条約批准国に加え、複数のNATO加盟国 (独、蘭、ノルウェー) や豪州等がオブザーバー参加)。
- 採択文書: 「核兵器のない世界」の実現を呼びかける「**ウィーン宣言**」と、核廃絶に向けた取組をまとめた「**ウィーン行動計画**」を採択。
- その他: **全てのNPT加盟国と建設的に協力することを約束し、NPTとTPNWが補完関係にあると位置付け**。NPTとの協力を調整するファシリテーターとして、**タイとアイルランドを任命**。



国連総会での条約の採択結果 (2017年)

■ : 賛成 (122票)

■ : 反対 (オランダ)

■ : 棄権 (シンガポール)

2025年5月現在の署名国と批准国

署名国: 94か国

批准国: 73か国

URL: <https://treaties.unoda.org/t/tpnw>

核兵器禁止条約（TPNW） -2

■ TPNW第2回締約国会議（2023年11月27日～12月1日、於:ニューヨーク）

- 議長: Juan Ramón de la Fuente 博士（前メキシコ国連大使、メキシコ国立自治大学学長）
- 参加国等: 56か国。33か国（豪州、ベルギー、ブラジル、インドネシア、独、ノルウェー、スイス等）がオブザーバーとして参加。その他、9国際機関（国連、IAEA等）と、122のNGO代表が参加
- 採択文書: 昨今、世界情勢の緊張の高まり等で核のリスクがいっそう悪化していること、核による威嚇は国際法に反し世界の平和と安全を損なうこと、現在と未来の世代のために「核兵器のない世界」の実現に向け努力を続けること、等を盛り込んだ「[政治宣言](#)」を採択

■ TPNW第3回締約国会議（2025年3月3日～7日、於:ニューヨーク）

- 議長: Akan Rakhmetullin 氏（カザフスタン共和国外務第一次官）
- 参加国等: 58か国。31か国（豪州、ブラジル、スイス等）がオブザーバーとして参加。その他、10国際機関（国連、IAEA等）と、163のNGO代表が参加
- 採択文書: 「国際情勢の不安定化が進む中でも核なき世界に向けた取り組みを強化する」との「[政治宣言](#)」を採択。その他、以下の4つの決定（Decisions）を採択。
 1. 条約実施のための会期間の枠組み
 2. 核兵器禁止条約締約国による第1回運用検討会議
 3. 核兵器の使用及び実験の影響による被害者支援及び環境修復のための国際信託基金
 4. 科学諮問委員会の任務及び権限の更新に関する検討プロセス